

平成 28 年度税制改正要望書

平成 2 7 年 1 1 月

一般社団法人 電子情報技術産業協会
会 長 水 嶋 繁 光

はじめに

IT・エレクトロニクス業界は、現政権の金融政策等の過度な円高是正効果により、企業収益は改善しつつあるなかで、熾烈なグローバル市場での競争力強化に向けて、“研究開発拠点の強化”や最新鋭の設備を投入した“マザー工場化”など将来を見据えた国内への投資活動が積極化しております。

一方わが国は、急激な少子高齢化の進展による社会保障費の増大、労働人口減少、地域社会の過疎化やエネルギー問題など様々な課題を抱えているほか、産業構造については、昨今のデジタル化、ネットワーク化の急速な進展により、グローバル規模で人々の「物・サービス」へのニーズが多種多様化し、あらゆる産業が連携した新たなビジネスモデルへの対応が喫緊の課題となっています。

こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」では、潜在的な成長力の強化として、生産性の飛躍的な向上にむけて、省力化投資やIT投資等を喚起し、継続的なイノベーションを起こしていくことが鍵とされているほか、「日本再興戦略」改訂2015でも、「未来投資による生産性革命」やITの活用によるサービス産業の活性化・生産性向上を進める「ローカルアベノミクスの推進」が打ち出されました。

当業界としては、このような要請に応えるべく“インダストリー4.0”をはじめとする欧米での「ものづくり革命」への施策も見据え、「実世界（フィジカル空間）にある多様なデータをセンサーネットワーク等で収集し（IoT）、サイバー空間でビッグデータ処理技術等を駆使し、分析/知識化（AI）を行い、そこで創出した情報/価値によって、あらゆる産業の活性化や社会問題の解決を図る“サイバーフィジカルシステム（CPS）／IoT”を社会に実装させる活動を推進しております。

今後、社会的諸課題の解決に向け、社会実装を加速させるためには、新たなイノベーションや付加価値（サービス含む）を生み出す“研究開発拠点”や“マザー工場”を国内に維持するのみならず、更に強化していくことが不可欠です。

IT・エレクトロニクス産業自身がグローバル競争で打ち勝ち、国民生活、地域社会や産業に対し、技術・製品・サービスによって持続的に貢献していくためにも、国際的に公平な競争条件の確保やイノベーションを継続・強化に向けた税制面での事業環境整備を強く要望いたします。

～要望項目一覧～

【最重点要望項目】

- (1) 法人実効税率の国際水準（20%台）までの引下げ
- (2) 研究開発促進税制の維持・拡充
- (3) 繰越欠損金制度におけるイコールフッティングの確保
- (4) 償却資産に係る固定資産税の廃止

【重点要望項目】

- (1) 先行して国内法制化が検討される BEPS プロジェクト 13 への対応
- (2) タックスヘイブン税制の見直し
- (3) 外国税額控除制度の見直し
- (4) 二国間租税条約の新規締結・改定の促進
- (5) 移転価格税制の取扱いの再検討
- (6) 法人事業税における損金算入制度の維持
- (7) 企業年金積立金への特別法人税の撤廃

【他要望項目】

<国税関係>

◆産業競争力の強化等に関する税制

- (1) 減価償却制度の見直し
- (2) 外国子会社配当益金不算入制度の見直し（益金不算入割合を現行 95%から 100%とする）
- (3) 会計基準変更への対応
- (4) 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）の期限延長（定置用蓄電設備）

◆消費税 95%ルールの復活・見直し等

- (1) 消費税 95%ルールの復活・見直し
- (2) 資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃
- (3) 消費税率引上げに伴う長期保守サービス等の役務提供への税率の取扱い

◆企業経営形態との整合・適正化に関する税制

- (1) 非上場有価証券減損額の税務上の損金算入要件の緩和
- (2) 組織再編税制の整備
- (3) 連結納税制度の見直し

◆その他

- (1) グリーン電力証書の購入費用の損金算入
- (2) 電話加入権の損金算入
- (3) 印紙税の廃止

- (4) 寄附金の損金算入限度額の拡大等
- (5) 貸倒引当金制度の復活
- (6) 温暖化対策税の用途における省エネ製品・技術の普及への徹底
- (7) 更正の場合の当初申告要件の緩和
- (8) 海外投資等損失準備金制度の期限延長
- (9) 交際費等の損金不算入制度の期限延長

＜地方税関係＞

◆地方税の包括的見直し（抜本的整理）

- (1) 償却資産に係る固定資産税の見直し等
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 外形標準課税の取扱い
- (4) 法定外税導入の意見聴取による課税の公平性確保

◆地方税の簡素化

- (1) 地方税への連結納税制度の導入
- (2) 連結納税における中間申告の仮決算方式の導入
- (3) 法人住民税課税所得計算における試験研究税額控除の見直し
- (4) 地方自治体における IT 投資の促進
- (5) 住民税、事業税、固定資産税の申告・納付の一元化
- (6) 法人市町村民税の法人県民税への合算申告制度の創設
- (7) 超過課税の廃止
- (8) 法人事業税の外形標準課税の資本割の課税標準に係る特例措置の恒久化

【最重点要望】

(1) 法人実効税率の国際水準（20%台）までの引下げ

わが国のデフレ脱却・経済再生に向けて、成長志向に重点を置いた法人税改革が平成 27 年度から実施されました。

法人実効税率においては、平成 27 年度を初年度とし、以後数年で 20% 台まで引下げることを目指すとして、経済の好循環の実現を強く後押しするために、第 1 段階として課税ベースを拡大しつつ法人実効税率(34.62%)を平成 27 年度に 32.11% (▲2.51%)、平成 28 年度に 31.33% (▲3.29%) へ引下ることになりました。

また第 2 段階として平成 28 年度税制改正でも、平成 28 年度における税率の引下げ幅 (▲3.29%) の更なる上乘せを図ることが示されているほか、6 月に閣議決定されました「骨太の方針」および「日本再興戦略改訂版」においても、「現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する」ことが明記されました。そのため平成 28 年度改正においても着実に税率引下げ幅の上乘せを図っていただくとともに、平成 29 年度までには国際水準（20% 台）へ引下げていただきますよう要望いたします。

なお、残り 2% 程度の引下げに際しては、平成 27 年度改正で実施された課税ベース拡大以上に企業全体の税負担が増えることのないよう、実質的なネット減税を要望いたします。

	日本	米国	ドイツ	中国	韓国	英国
法人実効税率	標準：31.33% 東京都：32.26%	40.75%	29.55%	25.00%	24.20%	20.00%

日本の値は H28 年度の値。出所：経済産業省資料

(2) 研究開発促進税制の維持・拡充

わが国 IT・エレクトロニクス産業は、熾烈なグローバル競争下での生き残りをかけて「稼ぐ力」を維持・強化するために、恒常的に多額な研究開発投資が必要不可欠です。

特に、生活の利便性や生産性の向上、安全・安心な社会の実現に向けて、M2M、ビッグデータ、AI などを活用したサイバーフィジカルシステム (CPS) /IoT が今後社会に実装されるためには、CPS/IoT 社会のキーデバイスとなる電子部品・半

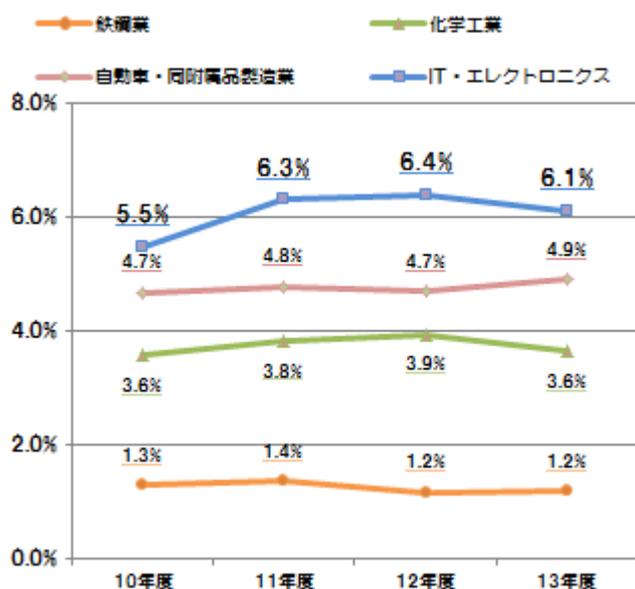
導体自体の研究開発とニーズ（市場・顧客）とシーズ（技術）をすり合わせたハードとサービスの一体的な研究開発活動をより一層推進していくことが必要です。

また、本年6月末に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、潜在的な成長力の強化として、生産性の飛躍的な向上にむけ、省力化投資やIT投資等を喚起しつつ、人的資本強化のための投資や研究開発投資などの知識資本投資の拡大等により新しい発想や工夫を生み出し、絶え間なくイノベーション（創意工夫による新たな価値の創造）を起こしていくことが鍵となる、と記載されております。

このような中で、平成27年度改正においてオープンイノベーション型は拡充されたものの、総額型に係る税額控除限度額は法人税額30%から25%（恒久措置）へ引下げられましたが、当業界の研究開発の成果（技術・製品・サービス）が国民生活、地域社会や産業に対して持続的に貢献していくためにも、今後の法人実効税率引下げの際に当該税制を代替財源にするのではなく、国際イコールフットイングの観点からむしろ総額型を拡充いただきますよう要望いたします。

- ①当該税制の本則化
- ②総額型に係る税額控除限度額（法人税額25%）の拡充
- ③控除限度超過額の繰越期間の復活
- ④増加型の適用拡大（増加割合5%以下も対象とする）

研究開発費(売上高比)



出所：総務省「科学技術研究調査結果」より作成

研究開発税制の国際比較

	税額控除割合	税額控除上限	繰越期間
米国	20%※1	法人所得税75%	20年
英国	10%	無し	無期限
韓国	3~6%※2	無し	5年
中国	12.5%※3	無し	5年
日本	総額型 8~10%	法人税額25%	繰越制度 無し
	オープンイノベーション型 20又は30%	法人税額5%	

※1：基準額を超える部分の20%を税額控除。※2：特定の分野に係る研究開発費については20%。※3：実際は研究開発費の総額の50%を追加的に損金算入する制度（控除割合では12.5%に相当）。
出所：経済産業省資料

(3) 繰越欠損金制度におけるイコールフットィングの確保

欠損金の繰越控除は、継続的に行われる事業活動を形式的に事業年度ごとに区切って所得金額を計算するために生ずる矛盾を解消し、租税負担を適正するために税法上で認められている制度であり、諸外国でも広く存在します。

その中で、平成 27 年度改正において、控除限度額（所得の 80%）は平成 27 年度に 65%に、平成 29 年度に 50%へ引下げ、かつ繰越期間は 9 年を平成 29 年度に 1 年延長し 10 年とされ、当産業が競争する諸外国と比べて、はるかに見劣りするものとなりました。

課税の公平性確保および国際競争力強化の観点や長期的視野での投資拡大を後押しするためにも、諸外国と同等な繰越欠損金制度とするよう要望いたします。

- ①欠損金の控除限度額（29 年度 50%）の更なる縮減は反対
- ②欠損金の繰越期間（29 年度 10 年間）の無期限化
- ③繰越欠損金の繰戻還付の復活（現在停止中）および還付期間の延長（1 年→2 年）

繰越欠損金制度の国際比較

	控除上限	繰越期間
米国	制限なし	20年間
英国	制限なし	制限なし
フランス	100万€超は50%	制限なし
ドイツ	100万€超は60%	制限なし
韓国	制限なし	10年間
シンガポール	制限なし	制限なし
日本	H27、28年度65%	9年間
	H29年度50%	10年間

出所：経済産業省、財務省資料から作成

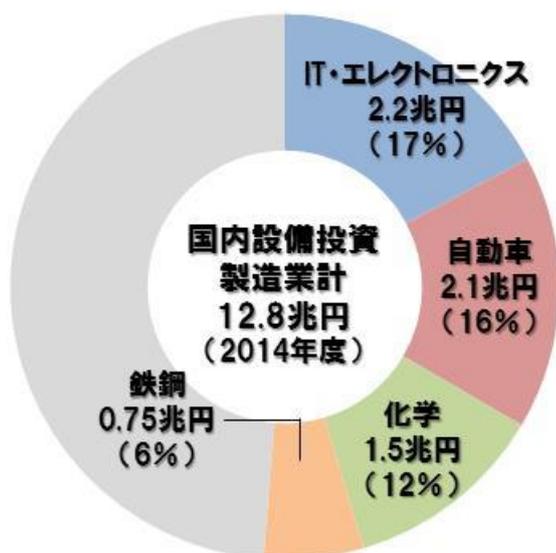
(4) 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、償却資産の投入により生み出されたキャッシュフローに対して課される法人住民税・事業税との二重課税とみなされます。

特に、技術革新のスピードが速い半導体・フラットパネルや電子部品など多額の設備投資を頻繁に行わなければいけない当業界にとって、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫しています。

一方で当業界と競争が著しい韓国、中国には当該税制は存在しておらず、わが国企業の国際競争力の低下につながっております。

平成26年度与党税制改正大綱に引き続き平成27年度与党税制改正大綱において検討項目に挙げられておりますが、税源の偏在性の是正等も踏まえた「地方税の包括的な見直し」の一環として、当該税制の廃止を着実に進めるよう要望いたします。



出所：法人企業統計より作成
 (注)：設備投資額はソフトウェアを除く当期末新設固定資産

償却資産に対する 固定資産税の国際比較

	課税状況	
	償却資産 (機械・装置) ^{※1}	土地・家屋
米国	一部州であり ^{※2}	有り
英国	無し	有り
フランス	無し	有り
ドイツ	無し	有り
韓国	無し	有り
中国	無し	有り
日本	有り	有り

※1：船舶・航空機、昇降機等の特殊な付帯設備を除く。

※2：課税有：38州、課税無：12州。税率は各州によって異なる。

出所：経済産業省資料、政府税調資料

【重点要望】

(1) 先行して国内法制化が検討される BEPS プロジェクト 13 への対応

BEPS 行動計画 13（移転価格関連の文書化の再検討）に関して、2014 年 9 月に最終報告が公表されて以後、2015 年 2 月に「移転価格文書と国別報告書（Country-by-Country Reporting、以下「CbCR」）の実施ガイダンス」、2015 年 6 月には「CbCR 実施パッケージ」と題した成果物が OECD から順次公表されており、わが国において国内法制化が検討される事になるものと考えられます。

一方で、当該成果物では大枠が示されたにすぎず、詳細については示されていないため、企業にとって過大な事務負担が懸念されます。

今後の国内法制化に当たっては、企業に過大な事務負担が生じないように、産業界からの意見を聴取する場を設け、当該意見を十分に考慮した上で、慎重な制度設計を要望いたします。

(2) タックスヘイブン税制の見直し

企業がグローバル展開しているなかで、租税回避ではなく経済実態を持って活動している会社に制約を加えないよう、当税制度に係る次の項目を見直すよう要望いたします。特に、トリガー税率については、英国が法人実効税率を平成 27 年 4 月から 20%へ引下げたことを踏まえ、平成 27 年度改正で 20%以下から 20%未満へ見直されましたが、欧州、アジア諸国をはじめとする諸外国は法人実効税率の引下げを実施しているなかで、タックスヘイブン対策税制の判定において「20%未満」でも軽課税とは言えなくなる状況となるため、早急に軽減税国判定基準の引下げ（18%未満）を要望いたします。

①トリガー税率の更なる引下げ（18%未満へ）

②軽課税国の指定国制度の復活または租税負担割合計算におけるホワイトリストの導入

③適用除外基準の見直し

④合算所得計算における適格現物分配の要件緩和

⑤企業グループ内再編による一定の譲渡益の除外（M&A 当初数年の猶予・課税の繰延）

⑥外国関係会社が LLP・LLC である場合、連結納税制度を採用している場合な

どの取扱いの明確化

⑦複数国のタックスヘイブン税制の適用対象となる場合の二重課税の排除

(3) 外国税額控除制度の見直し

現在「外国子会社配当益金不算入制度」において、内国法人が外国で直接納税した税額については、控除対象外国法人税額があるにもかかわらず、企業所得の減少により、当期の控除が不能となるケースがあります。現在認められている3年間の繰越期間で控除できない場合には切り捨てとなり、企業の税負担が過重となります。

海外諸国の大勢からも不利であり、わが国企業の競争力にも大きな影響を与えていることから、国際競争力を維持・向上する支えとして、外国税額控除制度については、下記3項目について、見直すよう要望いたします。

- ①控除限度超過額等において現行の繰越期限（3年）から欠損金と同じ繰越期間とする
- ②控除不能となった繰越外国法人税の損金算入
- ③外国税額控除の控除限度額計算に用いる法人税額は試験研究費等の税額控除前の法人税額とする

(4) 二国間租税条約の新規締結・改定の促進

今後、世界的な投資交流の活発化に向けて、わが国としては租税条約ネットワークの整備を図る必要があります。日本との取引が多い国・地域との租税条約が締結されていない場合には、移転価格税制に基づく相互協議など二重課税の排除や、源泉税率の低減に向けて、租税条約の早期締結を要望いたします。

日本の知的財産立国を後押し、グローバル企業を育成する観点から、ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとして、各国との租税条約の改定を推進されるよう要望いたします。

また、配当に係る源泉税の扱いは国によって異なっており、平成21年度の外国子会社配当益金不算入制度の導入により、源泉税が控除できなくなる場合があるため、二国間租税条約の見直し等（特に中国、台湾における源泉税）を要望いたします。

- ①日本との取引が多い国・地域との租税条約の早期締結の推進
- ②各国との租税条約改定の促進（ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃、インドとの租税条約からの「技術上の役務」の削除、無形資産取引定義の明確化など）

（５）移転価格税制の取扱いの再検討

移転価格税制の適用を巡っては、海外拠点に対する経営指導や技術供与等の取引については、海外の税務当局の取り扱いと齟齬をきたすこともあり、かつ、課税後に相互協議による調整が行われない場合には、二重課税が生じます。このため、更正処分に伴う経済的二重課税状態を可能な限り発生させない、といった観点から次の項目について要望いたします。

①相互協議の結果に基づく過年度修正一括調整規定の創設等

所得調整は複数の過年度に跨るケースが多く、企業の事務負担は、極めて煩瑣な状況にあります。相互協議の結果、過年度の所得調整が必要な場合には、法人税・地方税ともに、相互協議決着の日の属する事業年度の課税所得で一括調整を図る仕組みの創設を要望いたします。

②「国外関連者」基準の見直し（出資比率 50%以上→50%超）

持株比率 50%の会社などは、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操作ができないことは明らかであるため、適用対象外とするよう要望いたします。

③相互協議担当局との事前連携強化（相手国政府との事前合意を移転価格課税の成立要件とすること）

平成 19 年度税制改正において、相互協議の合意に至るまでの期間、本邦課税の納税を猶予するとともに延滞税を免除する措置が講じられたものの、猶予相当額の担保供託が義務付けられています。また、会計上は更正通知を受領すると当該金額を損益計算書上に反映させる必要があります。租税条約締結国との移転価格課税の場合には、相手国政府との事前合意を課税の成立要件とする制度の導入を要望いたします。

④APA（事前確認制度）および相互協議の一層の迅速化・効率化

複雑化する二国間の課税問題に対処するため、APA（事前確認制度）、相互協議の迅速化、効率化を要望いたします。

⑤移転価格と国外関連者への寄付金の区分明確化

国家間の見解の相違による寄付金は、企業にとって二重課税であり、相互協議の対象とするべきであると考えます。例えば、日本企業が海外で広告宣伝等を行う際、本社での費用負担は寄付金課税の対象になる恐れから、企業の広告宣伝戦略の選択肢を狭め、効果的な海外展開を阻む一因となっていることから、事務運営指針における価格調整金と寄附金の明確化を講じるよう要望いたします。

(6) 企業年金積立金への特別法人税の撤廃

平成 26 年度税制改正において、停止期間が延長（3 年間）されましたが、拠出時・運用時は非課税、受給時に課税という年金税制の国際的な基本原則の観点から、企業年金積立金に対する特別法人税を速やかに撤廃するよう要望いたします。

(7) 法人事業税における損金算入制度の維持

平成 27 年度税制改正大綱に、法人実効税率を 20% 台まで引下げる財源として法人事業税の損金不算入化を検討するとされておりますが、固定資産税、都市計画税、また「事業」に対して課せられる法人事業税等は、その本質上、所得に課せられる法人税や法人住民税とは異なり、損金算入できるのは税の性格上、自然なものであることから、現行制度を維持していただくよう要望いたします。

【その他要望】

〔国税関係〕

◆産業競争力の強化等に関する税制

(1) 減価償却制度の見直し

①減価償却制度の一本化について

現在、定率法と定額法を任意選択できることになっており、償却による投資コストの回収など企業の実態を反映した償却方法を選択利用していることから現行制度の維持するよう要望いたします。仮に今後の法人実効税率引下げの財源として定額法へ一本化する場合は、損金経理要件の廃止を含めた減価償却制度全般の見直しや、一本化へのシステム対応等の準備期間への考慮、さらに建物附属設備・構築物だけを先行させる、また設備投資の新規分のみ一本化する等、柔軟な制度とするよう要望いたします。

②減価償却費の損金経理要件の廃止

国際会計基準へのコンバージェンスにより、減価償却費については、会計と法人税法の乖離が拡大することが予想されております。会計上、計算された減価償却費については、損金経理要件が付され、税法上の償却限度額までしか損金算入が認められていないことから、損金経理要件を早期に廃止するよう要望いたします。

③取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の取得時の全額損金算入および一括償却資産の 3 年均等償却制度の廃止

現行の少額減価償却資産については、本来の 10 万円基準と、一括償却資産の 20 万円基準、更に中小企業には特例措置として 30 万円基準（平成 26 年度改正にて平成 27 年度末まで延長）が存在しております。IT 投資の促進や税制の簡素化を図るため、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産を即時損金算入とし、一括償却資産における 3 年償却制度の廃止を要望いたします。

④中小企業者等における少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例は、取得価額 30 万円未満の全ての減価償却資産（建物、機械装置、器具備品、工具、ソフトウェア等）を対象に、全額即時損金算入を認める措置であり、中小企業者等における IT 投資促進等を図るため、平成 27 年度末とされている適用期限を延長いただきますよう要

望いたします。

(2) 外国子会社配当益金不算入制度の見直し（益金不算入割合を現行95%から100%とする）

現在、海外子会社からの受取配当金の95%部分（5%部分は、販売管理費、人件費などその配当を得るために要した費用）は、国内では益金に算入しないこととなっておりますが、国内への利益還流を促すため、全額を益金不算入とする措置を要望いたします。

(3) 会計基準変更への対応

わが国の会計基準の当面の方針は、連単分離により、単体について日本基準を堅持することとされておりますが、日本基準においても国際会計基準の影響を受けることが想定されます。会計基準と法人税法の乖離は拡大することが予想されており、特に減価償却資産については、会計基準と法人税法の考え方が基本的に異なるものとなる可能性があり、会計処理を基準とする損金経理要件の意義が無くなると考えられます。

一方、既に会計上認められている経理処理につき、会計基準と平仄を合わせるため、税制上の措置を要望いたします。

- ①減価償却費の損金経理要件の廃止（前述）
- ②減損損失の損金算入
- ③資産除去債務計上に伴う減価償却費の損金算入
- ③試験研究費の発生時の損金算入

(4) 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）の期限延長（定置用蓄電設備）

定置用蓄電設備は、再生可能エネルギー導入時の電力系統の安定化や電力需給のピークシフトやピークカットなど電力マネジメントを可能とするほか、災害等による停電時においても非常用電源として活用でき、社会の安心・安全に不可欠なものであることから、定置用蓄電設備をはじめ再生可能エネルギーや省エネルギーの推進に資する設備については、期限を延長いただきますよう要望いたします。

◆消費税 95%ルールの復活・見直し等

(1) 消費税 95%ルールの復活・見直し

消費税法導入以来、課税売上割合が 95%以上の場合には仕入れに係る消費税のすべてを課税売上に係るものとみなして全額税額控除が認められてきた取扱いルールの撤廃に伴い、課税売上割合が 100%に近いにも係わらず、全ての取引を売上に対応する仕入区分ごとに把握することにより、過度な事務負担等を強いられています。

申告業務の重すぎる負担を解消し、企業のリソースをより有効活用するためにもルールの復活と課税売上割合の見直しを要望いたします。

(2) 資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃

消費税 95%ルールの撤廃に伴い、資産に係る控除対象外消費税額を損金算入しなければならないが、課税売上割合の算出など数値の確定には時間を要するため、決算時に控除対象消費税額を確定することは難しく、資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃を要望いたします。

(3) 消費税率引上げに伴う長期保守サービス等の役務提供への税率の取扱い

IT 製品や事務機器等を販売するビジネスにおいて、機器の販売のみならずその機器に対する複数年の保守サービス等もパッケージで販売する場合があります。

この保守サービス等の代金は前受金として頂戴することもあり、サービス期間中に消費税率が引上げられた際、引上げの税率分を追加で顧客に請求せざるを得なく、それに係る事務負担は膨大となります。

今後予定されている消費税率引上げに向けては、消費税率 5%から 8%に引上げに生じた状況を踏まえた上で、その取引に係る税率の取扱いにつき、経過措置なども含めて検討いただきますよう要望いたします。

◆企業経営形態との整合・適正化に関する税制

(1) 非上場有価証券減損額の税務上の損金算入要件の緩和

企業会計は厳格な減損処理が求められていますが、税務上損金として認められない場合は、税務と会計の乖離が大きくなるばかりでなく、特に関係会社株式の場合には、当該会社を清算しない限り、長期にわたり税務残高と会計残高の二重管理を強いられるようなケースも想定されることから、非上場有価証券減損額の税務上の損金算入要件を緩和（企業会計ルールへの近接化）するよう要望いたします。

(2) 組織再編税制の整備

①先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し、許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要があります。このとき規模要件および事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多いですが、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を要望いたします。

②日本版 LLC の創設

将来的な視点で戦略的な組織再編等の実現可能性を確保するため、日本版 LLP (Limited Liability Partnership) 制度創設に引き続き、複数の企業が共同し、リスクの高い新規事業に進出できる手段として、米国で導入されている事業形態、LLC (Limited Liability Company) と同種のパススルー課税制度の創設を要望いたします。

③株対価株式取得に係る株式譲渡損益および譲渡所得の繰延措置

産業活力再生特別措置法の改正により、自社株対価 TOB の円滑化を目的とした「会社法特例措置」が施行され（平成 23 年 7 月 1 日）、M&A の一つの手段である株対価株式取得が行いやすくなりましたが、わが国税制の面においては、株対価株式取得の際に、譲渡益、譲渡所得に対し課税されることとなっており、組織再編が進まない原因の一つになっております。

そのため、企業再編手法の選択肢を増やすことに繋がる本税制措置を創設いただけますようお願いいたします。

④繰越欠損金の引継ぎ制限を受ける特定資本関係を現行5年から3年程度に短縮

平成22年度改正でみなし共同事業要件を満たさない適格合併であっても、被合併法人と合併法人との間に「合併事業年度開始の日の5年前の日」、「合併法人の設立の日」、「被合併法人の設立の日」の3つの日のうち、最も遅い日から継続して支配関係がある場合には、繰越欠損金の使用制限は、適用しないものとなりましたが、「合併事業年度開始の日の5年前の日」を3年程度に短縮していただきますよう要望いたします

また、現行法において「前日」の記述があるために、5年間よりも1年プラスされ、6年間を要するケースが出ていることから、「前日」を撤廃していただきますよう要望いたします。

⑤組織再編時の柔軟な構造改革実施のために80%以上の従業員を継続雇用する要件の緩和

50%超 100%未満のグループ内再編時において、被合併法人の従業員の概ね80%以上を引き継ぐ適格要件を緩和していただきますよう要望いたします。

(3) 連結納税制度の見直し

①連結納税制度における連結中間申告の申告期限の延長および納付期限の延長

本制度は、グループ各社の損益を合算して法人税を課すものであり、グループ全体の税負担を軽減して企業組織再編の一助となるべき制度であります。仮決算に基づく中間申告を採用した場合、2ヶ月以内に申告業務を完了することが困難なため、確定申告と同様に更に2ヶ月の申告期限の延長および納付期限の延長を要望いたします。

②適用法人の見直し

連結グループを経済的に一体のものとする連結納税制度の趣旨から、持株比率が100%ではない子会社までも実質的に支配をしていれば対象に含めるべきであり、適用対象子会社を80%以上保有のものまで拡大することを任意選択できるよう要望いたします。加えて、規模の小さい子会社まで強制的に加入させることは、税額計算上影響が軽微にもかかわらず、事務作業負担が増加し、非効率となるため、企業による選択制としていただきますよう要望いたします。

③連結納税制度における受取配当金益金不算入制度の見直し

子会社株式の売却前に連結納税適用前の留保利益を配当する場合、投資簿価修正を通じて、子会社株式の譲渡益には子会社の連結納税適用前の留保利益が含まれることとなります。

子会社が支払配当をした際、単体納税の場合には、親会社は受取配当金益金不算入制度の適用を受けられるにもかかわらず、連結納税の場合は、連結納税適用前の留保利益に対して親会社で課税を受けることは、制度間の整合性がなく、また、利益に対して二度課税しないとの受取配当金益金不算入制度の趣旨に反しております。

特に、平成14年度制度導入以前に設立された100%子会社について、連結納税適用以後に適用前の留保利益から支払配当したことで、当該金額が投資簿価修正の額に反映させられ、売却時に再度課税されることは、課税済み利益に対しての二重課税が生じることから、連結納税開始前の留保利益からの受取配当金についても、益金不算入となるよう制度の見直しを要望いたします。

④連結納税グループへの新規加入法人に対する時価評価課税の適用対象外範囲の見直し

現在は、一部の例外を除いて完全支配関係が5年以上継続している場合は、時価評価の対象外とされています。連結納税適用対象範囲の拡大と共に見直すことで、企業グループの活性化・組織再編スピードの一層の向上を促すことが可能となることから、「特定資本関係が3年以上継続していること」に時価評価対象外の範囲を拡大していただくよう要望いたします。

◆その他

(1) グリーン電力証書の購入費用の損金算入

地球温暖化対策の推進に関する法律上の報告において、京都クレジットに続き「国内クレジット・J-VER およびその他大臣が認める制度」はCO₂削減分として反映できる制度が実現しましたが、グリーン電力証書は「その他大臣が認める制度」としてまだ認められていない状況です。グリーン電力証書の早期の制度化を図り、購入費用の全額を損金算入することを可能とするよう要望いたします。

(2) 電話加入権の損金算入

現在、非減価償却資産となっている電話加入権を損金算入できるよう要望いたします。

(3) 印紙税の廃止

ペーパレス化が進んだ社会において、文書に課税する現在の印紙税は課税の公平性の観点から合理性を欠いており、廃止を要望いたします。

(4) 寄附金の損金算入限度額の拡大等

ベンチャー企業への支援や、特定公益増進法人に認定されていない団体等に対する企業の社会貢献を促すよう、一般寄附金の損金算入限度額拡大を要望いたします。

また、平成 27 年度改正にて地方税法上の取扱いとして法人事業税の外形標準課税及び法人住民税均等割りの算定に係る資本割に関し、自己株式の買い入れ分を資本金等の額に加算されることになりましたが、国税（法人税法）上における寄付金損金算入限度額の算定においても平仄をとり、地方税法上と同様な取扱いとするよう要望いたします。

(5) 貸倒引当金制度の復活

個別貸倒引当金の対象となる債権は、殆ど回収が見込めない状態のものであり、かかる債権の損金算入が認められなければ、企業財務の健全性を損なう恐れがあるため、個別貸倒引当金の復活を要望いたします。

(6) 温暖化対策税の用途における省エネ製品・技術の普及への徹底

「エネルギー起源 CO2 排出抑制の強化を目的に、その財政需要を化石燃料使用者に公平に負担させ、また、その税収をエネルギーコスト低減等につながる省エネ・再生可能エネ対策に充当する。」との理由で平成 24 年 10 月 1 日から導入された温暖化対策税については、その税収を環境・エネルギー技術の開発と普及促進に活用すべきであり、他の用途に用いることがないよう要望いたします。

(7) 更正の場合の当初申告要件の緩和

平成 23 年 12 月の国税通則法の改正により、いわゆる当初申告要件と適用額の制限が改正されましたが、修正申告または更正の請求に限定されております。税務調査で増額更正を受けた際の試験研究費や外国税額の控除限度額については、当初申告のままで更正されるため、企業としては、後日、増額後の控除限度額を再計算し、更正の請求を行なうことによって還付を受ける手続となっております。現在の手続きでは、徴税側、納税側双方に事務負担がかかるため、増額更正においても、増額更正後の控除限度額により更正いただくよう要望いたします。

(8) 海外投資等損失準備金制度の期限延長

IT・エレクトロニクス分野において、銅、金、ニッケルやコバルト等の金属鉱物を部品・製品等に使用しておりますが、これら鉱物資源の安定供給は不可欠であり、継続的な供給確保に資する当該税制の期限（平成 27 年度末）を延長いただきますよう要望いたします。

(9) 交際費等の損金不算入制度の期限延長

平成 26 年度改正にて交際費等の損金不算入制度のうち、大企業においては社内飲食費を除いた交際費に含まれる「飲食費」の 50%を損金算入できるとされましたが、企業活動の活発化に繋がることから期限延長を要望いたします。また、本制度は民間消費の拡大にも寄与する制度でもあります。

[地方税関係]

◆地方税の包括的見直し（抜本的整理）

地方税における外形的課税は、事業所税をはじめ法人住民税均等割、法人事業税の外形標準課税、都市計画税、固定資産税等多岐に亘り、課税標準も重複するなど極めて複雑なものとなっております。「社会保障と税の一体改革」では、地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討するとされております。地方税における法人の税負担は高く、地方法人課税全体の整理・統合と、法人税と同様に所得課税の税率の段階的引下げを要望いたします。

(1) 償却資産に係る固定資産税の見直し等

①固定資産税における建物評価の公平性と透明性

建物に関する固定資産税評価の仕方や制度内容が非常に複雑なため、納税者側でその適否をチェックすることはほとんどできない状況にあります。評価方法を簡素化するとともに、その透明性を高めるよう要望いたします。

②償却資産税における償却計算の法人税と同一化

平成 19 年度改正において、法人税法における償却計算は改正されましたが、償却資産税においては改正されておられません。

そのため企業における償却計算は、実務上、会計・法人税・償却資産税の 3 本建てとなり、申告実務が煩雑となっていることから、償却資産税における償却計算を法人税法と同一の償却計算とするよう要望いたします。

③償却資産税における課税範囲の明確化

償却資産税の課税範囲について、地方税法が定める課税要件である「事業の用に供することができる資産」「法人税法上、減価償却費を損金に算入されるもの」の定義・解釈を明確化するとともに、全国共通の照会制度の設置等を要望いたします。

(2) 事業所税の廃止

事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割からなるが、これらは固定資産税と事業税の付加価値割と課税標準が類似しており、地方税の整理・統合のなかで廃止することを要望いたします。

(3) 外形標準課税の取扱い

平成 27 年度改正にて成長志向に重点を置いた法人税改革の一環として、法人実効税率を引下げるために平成 27 年度、28 年度と段階的に法人事業税の所得割税率を引下げる一方、外形標準課税（付加価値割税率・資本割税率）を拡大し、併せて平成 29 年度末までの時限措置として給与増加分に対する是正措置が設けられました。

また、平成 27 年度大綱には大法人向けの法人事業税の外形標準課税の更なる拡大

に向けて、平成 27 年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、引き続き検討を行うとされておりますが、外形標準課税の付加価値割は、賃金への課税が中心であり、今後更なる外形標準課税の拡大を検討する際には、経済の好循環に向けた政府が進める賃上げ策を抑制しない是正措置を含めて、慎重に検討いただきますよう要望いたします。

さらに、付加価値割に関し、事業の外形を現していない単年度損益を課税標準から除外するなど、算出基準の簡素化と、申告事務に多大な労力を要する申告記載事項の簡略化を要望いたします。

(4) 法定外税導入の意見聴取による課税の公平性確保

法定外税導入に際しては、納税義務者からの意見聴取を義務化し、総務大臣の同意に際しての判断内容の公表を法制化していただきますよう要望いたします。

◆地方税の簡素化

(1) 地方税への連結納税制度の導入

地方法人課税は、税目が多様であることに加え、申告書類が多く、計算も複雑であり、また、税率の異なる都道府県、市町村ごとに申告・納税を要します。特に、全国展開している企業にとっては、納税に係る事務負担が大きいことから、納税事務の簡素化に資する形で、地方税についても連結納税制度を導入するよう要望いたします。

(2) 連結納税における中間申告の仮決算方式の導入

連結納税制度における法人税の中間申告は、前年度実績による予定申告、または仮決算による中間申告のいずれかを選択できるものとなっております。同様に、連結納税適用法人の地方税の中間申告においても、いずれかを選択できるようにするとともに、申告納付期限の 2 ヶ月延長を要望いたします。

(3) 法人住民税課税所得計算における試験研究税額控除の見直し

法人住民税の課税所得計算上、法人税で計算した試験研究費税額控除の金額については、現行法上、減算可能項目となっております。

国と地方の平仄を合わせるべく、法人住民税の課税所得計算上においても減算可能項目とするよう要望いたします。

(4) 地方自治体における IT 投資の促進

地方税における外形的課税は、事業所税をはじめ法人住民税均等割、法人事業税の外形標準課税、都市計画税、固定資産税等多岐に亘り、課税標準も重複するなど極めて複雑なものとなっております。

申告・納税手続きについては、国税は電子化（e-Tax）されつつありますが、地方税は一部電子化（eLTAX）されているものの、地方自治体ごとにフォーマットが異なることに加え、全自治体には導入されておらず、自治体ごとに手入力作業が発生するなど納税事務が煩雑となっております。

利便性の高い電子行政サービスの提供を目指すなか、マイナンバー制度の稼働に合わせ、申告・納税手続きについては、自治体側のコスト負担軽減に資する統一フォーマットでの電子化導入を徹底するよう要望いたします。

(5) 住民税、事業税、固定資産税の申告・納付の一元化

本店所在地または主たる事業所等の自治体への一括申告・納付制度の創設を要望いたします。

(6) 法人市町村民税の法人県民税への合算申告制度の創設

申告拠点を多数有する企業は、市町村民税の申告のみならず、確定申告や修正申告・更正の請求等において多大なる事務負担を費やしているのが現状です。

東京都においては、23区（特別区）の法人区民税見合いを東京都民税に合算して納税する仕組みも現実であり、市町村合併が進行した現在においては、同様の仕組みを他の道府県にも創設するよう要望いたします。

(7) 超過課税の廃止

超過課税の廃止により、全国一律の税率としていただきますよう要望いたします。

(8) 法人事業税の外形標準課税の資本割の課税標準に係る特例措置の

恒久化

企業が欠損補填を実施する際、法人事業税の外形標準課税の資本割の課税標準から欠損補填額を控除する特例措置の恒久化を要望いたします。

以 上